

## 第 207 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

### 1. かすみがうら市農業委員会告示第 8 号

令和 3 年 8 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 8 号をもって、令和 3 年 8 月 10 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 207 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

### 2. 総会の日時および場所

令和 3 年 8 月 10 日（火） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

### 3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔
9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝
13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄	

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 局長補佐 酒井 宏 主幹 関根 治彦

### 6. 議事録署名委員

7 番 飯田 敬市 8 番 久松 弘叔

### 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
  - 報告第 20 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届について
  - 報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 報告第 23 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
  - 報告第 24 号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
  - 議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
  - 議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
  - 議案第 60 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 45 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度第207回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	(会長あいさつ)
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番飯田敬市委員、8番久松弘叔委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	<p>次に、報告第20号から第24号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第55号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>



議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、番号2番については、譲受人が同一で申請地も隣接地に関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>番号1番、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
4番 宮本委員	<p>譲受人の●●さんは、作物は何を作るのでしょうか。</p>
事務局	<p>ジャガイモを作付けするということで、お話を伺っております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>





	<p>これらはともに、第2種農地と判断しました。  申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。  転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  許可要件を満たしていると考えます。  続きまして、番号10番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。  申請地は、上稲吉地内の●●●から約300m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。  申請人は、自己住宅として利用するため、今回の申請に至りました。  転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  許可要件を満たしていると考えます。  以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>(10番高田委員入室)</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。  これより、議案審議に入ります。  番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号2番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>



議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番、番号4番については、譲受人が同一で申請地も隣接地で関連がありますので、一括審議といたします。 番号3番、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号3番、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番、番号6番については、借人が同一で申請地も隣接地で関連がありますので、一括審議といたします。 番号5番、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番、番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号8番、番号9番については、譲受人が同一で申請地も隣接地に関連がありますので、一括審議といたします。 番号8番、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番、番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号8番、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号10番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号10番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号10番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第57号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)

議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1 番 海東委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>8月2日午前9時から、塚本委員と飯田委員、私、海東と3人で、書類の説明を受けて、現地を見てまいりました。</p> <p>第5条計画変更の件ですが、それでは説明します。図面番号8も併せてご覧ください。</p> <p>番号1番は、平成25年5月16日付けでコインランドリーの建設に伴う5条の転用許可がされた土地です。</p> <p>申請地は●●●●●から約300m東に位置する畑2筆です。</p> <p>こちらは、当初予定していた下水道接続ができず、施設を整備するには費用が掛かり事業採算が取れないため事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、当初のコインランドリーの転用計画から貸駐車場への転用計画の変更が今回の変更内容になります。</p> <p>事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
13 番 栗山委員	今、宅地になってるの。
事務局	農地台帳の方には、当時コインランドリーということでお話がありましたので、農地台帳には、現況は宅地となっております。
13 番 栗山委員	第2種農地でしょ。
事務局	そうっております。

13 番 栗山委員	アスファルトにするの。
事務局	申請書で内容を確認したところ、特に建物等は建てず、そのまま砕石を敷いて青空駐車場ということです。
13 番 栗山委員	アスファルトにするのかを聞いているの。
事務局	失礼しました。アスファルトにはしません。砕石を敷くということです。
13 番 栗山委員	もう出来てるでしょうよ。
事務局	下地は出来ているような状態にはなっています。
13 番 栗山委員	9月30日に工事完了予定となってるけど、もう出来ちゃってるでしょうよ。
事務局	草も生えているので、整備をするのかなと思います。
13 番 栗山委員	始末書とかでてるの。
事務局	始末書は出ておりません。
13 番 栗山委員	この駐車場につきましては、どういった業者がとめて、1カ月くらいで賃貸するのか、聞きたいんですけど。
事務局	貸駐車場として見込んでいるお客様については、付近の●●●●●●、他にもお店、会社とかがありまして、不特定多数の方を見込んだ計画と聞いております。
3 番 鈴木委員	ただいまの説明を聞きますと。見込みというのはおかしいと思うんですね。はっきり、どこどこの業者、どこどこの人が借りるといならわかるんですけど、ただ漠然と見込みというのは、おかしいんじゃないんですか。そして、13台くらいでは採算あうんですかね。
5 番 塚本(勝男)委員	同じことだけど、普通はきちんと決まって、だれだれに貸しますよというのがこれまでの事例だと思うんです。それをただ、変更で駐車場で貸しますよっていうのは、本来は、決まってから申請を出すのが常識だと思います。

13 番 栗山委員	今までの流れから言うとね、農業委員会で2回か3回指導してるはずですよ。記録あるでしょ。もう出来ちゃってるでしょ、これ。9月30日完了予定となってます。
事務局	見込みということでお話したんですけど、計画ということで、こういった方を見込んでいくということ、申請書に内容が記載されてまして、貸駐車場として利用出来るんじゃないかとお話をいただいたのと、先ほど、契約が決まってからというお話があったんですけど、5条の申請書類の審査項目としまして、貸駐車場をやる場合については、一括して企業に貸しつける場合は原則として許可できない。という項目がございまして、例えば一括して企業さんと契約して貸駐車場として貸すとすると、貸駐車場として審査にあげられない内容になってしまうところ。そのほか、お話の中であったのが、不特定多数を対象とした貸駐車場については、具体的な需要が客観的に見込まれる場合は許可できると、審査の手引きには記載されていますので、今回は不特定多数を対象としているところと、貸駐車場について客観的に見込めるかなというところで、申請を上げさせていただいた次第になります。
13 番 栗山委員	理屈抜きにして、これ、出来ちゃてるでしょ。出来ちゃってるのを9月30日に完了予定だなんて、普通なら始末書付きでしょうよ。今までの事例から見れば。農業委員会で、3回か4回指導やってるでしょうよ。記録残ってるでしょう。残ってない。その当時は、随分前向きな話でかえってきてたんだよ。取り下げてもらって出し直ししたら。本人に聞いてみたいよ。
3 番 鈴木委員	始末書付けてもらったなら、いいんじゃないんですか。いろいろあったと思うんですが。今までは、すべてこういう場合は、始末書付いてんですよ。
13 番 栗山委員	出来ちゃってるもの。
3 番 鈴木委員	始末書付けてもらったなら、いいんじゃないんですか。
議長	貴重なご意見ありがとうございます。それではですね、始末書を付けてもらうということで、いかがでしょうか。
13 番 栗山委員	始末書付けてもらって、この次にだすの。
議長	今回、始末書を付けてもらって許可出すということで、まずいですかね。

3 番 鈴木委員	今までも、いろんな例があったんですよね。始末書付けて許可したのはあるんですよね。
議 長	そういった方法ということで、いかがでしょうか。
13 番 栗山委員	申請して50日の制約があんでしょう。
3 番 鈴木委員	今までも、許可してんのあるでしょう。
13 番 栗山委員	出来ちゃってんだもの。
3 番 鈴木委員	今回は、始末書付けてないからおかしいということで、始末書付けてもらったら、いいんじゃないんですか。
13 番 栗山委員	取り下げてもらって、始末書添付してもらったら。何回指導してるんだい、この業者。記録残ってない。
事務局	栗山委員さんのお話のとおり、何回か指導はしていることは承知しています。
13 番 栗山委員	事例はあるんだから、取り下げてもらって始末書付けてもらって出し直ししてもらったら。
3 番 鈴木委員	始末書付けてもらってということで、どうですか。こういう例もあったよ。
13 番 栗山委員	事務局で受け付けるときに、もう少し精査して、わからないときは相談しながら。何回か指導してなければ、いいと思うよ。指導してんだから。
議 長	はい、それでは採決いたします。 始末書を添付、始末書が出てから許可書を渡すということ、事務局からきちんと指導するということで許可するということで、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり承認することに決定いたします。
3 番 鈴木委員	厳重に注意してください。

議 長	「議案第 5 7 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
議 長	次に「議案第 5 8 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 (事務局朗読)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
13 番 栗山委員	田んぼに飼料作物を作るようですが、何をつくるんですか。
事務局	申請書に飼料作物とあり、内容は確認しておりません。申し訳ございません。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 5 8 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第 5 9 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第60号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>



議 長	<p>来月の総会は、9月10日（金）午後2時から予定しております。          なお、次回の事前調査員は、西崎敏和委員、鈴木良道委員、宮本教夫委員です。          日時は9月2日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。          よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして、第207回総会を閉会いたします。          慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

